



2015 -2016 年度

国際ロータリー会長：K. R. ラビンドラン「世界へのプレゼントになろう」
第2560地区ガバナー：山本 和則「夢 (gift) を明日へ繋げよう」

三条北ロータリークラブテーマ「ロータリーの輪を広げよう」

会 長：外山 晴一
幹 事：渋谷 義徳
SAA：石川 一昭

例会日：火曜日12:30～13:30
例会場：三条ロイヤルホテル TEL.34-8111
事務局：三条市本町3-5-25三条ロイヤルホテル内
TEL:0256-35-7160 FAX:0256-35-7488



HP：<http://www.sajo-nrc.org>

AD：north@sanjo-nrc.org

本日の行事：新会員卓話

「ロータリアン関連の税制等
の気になるところ」

- ◆本日の出席：65名中35名
- ◆先々週の出席率：65名中57名 87.69%
(前年同期 80.0%)
- ◆1月の出席状況：会員数65名
例会数3回
平均出席率 80.52%
(前年同月 80.77%)
- ◆先週のメイクアップ (敬称略)
2月3日三条RC 石川勝行、山崎 勲
米山忠俊、土田百合子
6日米山奨学委員長セミナー
佐藤弘志、福岡信行



会長挨拶：丸山 勝副会長



2月6日(土)午前4時57分 台湾南部・高雄市を震源とするマグニチュード6.4の強い地震がありました。震源地の近い台南市では複数のビルが倒壊するなど甚大な被害が起きています。死者多数とのことです。また、倒壊したビルの異様さが目立ちます。ビルのコンクリート片からは一部で油などの缶や発泡スチロールと見られる白色の塊がむき出しになっていました。専門家からは「手抜き工事」や構造上の欠陥の可能性を指摘する声も出ています。日本ではありえないことです。我々ロータリアンはこんなことはやってはならないことです。もし私の会社で材料が違うとか図面の指示と違うことがあれば取引停止になります。また、昨年度までは2月は「世界理解月間」でした。ロータリーの徽章(エンブレム)で知っているのは、例会が持ち回りでやっていたので歯車にしたいというだけです。徽章に関する説明には、相当の誤解と混乱があります。たとえばロゴマークが持つ意味は文明と運動であることや24の歯車は24時間、24のロータリアンまたは24のロータークラブを表すなどさまざまです。日本のロータリークラブは点鐘で始まり点鐘で終わります。世界ではヨーロッパや東南アジアでは点鐘をするのは珍しい。アメリカでは鳴らすクラブもありますが鳴らさないクラブもあります。国際ロータリーは点鐘についての規定はないそうです。

会員の皆様、今新潟県はインフルエンザが全国一(発症率)高いとのことです。インフルエンザには十分注意して下さい。

幹事報告：渋谷義徳幹事

- ・米山奨学生の世話クラブとカウンセラーのお願い
期間 2016年4月1日～2017年3月31日
- ・ロータリーの友事務所より ロータリー手帳お買い上げのお願い
1冊600円です。申し込み書を回しますのでご記入下さい。
- ・第4分区AG会より 第四分区AG会開催のご案内
日時 3月5日(土)18:00より
会場 日本料理ちゃんこ越葉
- ・三条ライオンズクラブより 現次年度会長幹事会開催について
日時 4月13日(水)18:30～
会場 日本料理 小山屋
- ・インターアクト委員長より 年次大会報告書の送付について



委員会報告 30周年実行委員会

次週の例会は1時間延長し、CDレコーディングをします。ご自分の都合で途中退席もやむを得ませんがご協力宜しくお願い致します。



*****ロータリー財団ボックス9日現在累計303,000円*****

- 早川 瀧雄君 次年度財団委員長になりましたので、次年度も協力お願いします。
- 斎藤 良行君 財団に協力します。
- 福岡 信行君 //
- 石川 友意君 BOXに
- 本間建雄美君 いつも財団へご協力ありがとうございます。よろしくお願ひ致します。



*****米山奨学ボックス9日現在累計396,000円*****

- 中條 耕二君 石川先生のお話注目。いよいよ確定申告の時期がきました。いつもながら感謝しております。
- 笹原 壯玄君 先般の節分法要には皆様から多大なご協力を頂き無事、盛大に終わることが出来ました。泉田知事にも来条して頂きました。
- 石丸 進君 石川さん卓話楽しみにしています。
- 高橋 彰雄君 協力します。
- 渡辺はま子君 BOXに協力して
- 樋口 勤君 //



*****ニコニコボックス9日現在累計579,000円*****

- 石川 勝行君 本日は皆様の貴重な時間を卓話の為に頂き、感謝しております。
- 笹原 壯玄君 先日の節分鬼踊り法要も心配していた積雪も少なく無事に盛大に終わることができました。皆様のご協力に感謝致します。
- 丸山 勝君 石川勝行さん卓話宜しくお願いします。
- 渋谷 義徳君 石川勝行会員 卓話ありがとうございます。宜しくお願いします。
- 石川 一昭君 石川勝行会員の卓話楽しみにしております。インフルエンザが大流行しています。ご年輩の皆様、要注意して下さい。
- 今井 克義君 石川勝行会員の卓話ありがとうございます。感謝申し上げます。
- 星野 義男君 石川先生の卓話に感謝して!!
- 米山 忠俊君 石川勝行会員、卓話ご苦労様です。
- 大野 新吉君 新潟県発祥の錦鯉を県魚にと署名をお願いしましたら快くご協力下さいましてありがとうございます
- 森 宏君 日曜日 晴れたので久しぶりに外でランニングしましたが、寒かった。



本日の行事：卓話「ロータリアン関連の税制等の気になるところ」



石川勝行会員

本日は貴重な時間を頂き深く感謝しております。個人の確定申告の提出時期のこともありロータリアンの所得税その他について簡単にお話させていただきます。

1. だいぶ前のことですが先輩の助言の話。「税法で一番大事なことは何ですか。」との面接試験での質問に「課税の公平、中立、簡素。」と答えてはいけません。助言通り「担税力。」と答えました。「よく分かっていますね。」との返事。この「担税力。」今、ようやく成程と思うようになりました。

2. 課税所得は、法人も個人も、原則、利益（収益等－費用等＝利益）であり赤字には課税させていません。まさに「担税力。」であります。

また、法人税率は原則同一税率ですが、所得税は課税所得が多くなる程税率が高くなり負担が多くなっています。相続税も課税所得が多くなる程税率が高くなっています。

ロータリアンの皆様 税制の考え方を理解しましょう。

3. なお、①所得税には、合計所得から引かれる「所得控除制度」と税額から引かれる「税額控除制度」があります。通常は「税額控除制度」が有利としますのでロータリー財団及び米山記念奨学会への寄付金を検討してください。②消費税等にも目が離せません。本業で食品を扱わなくても事業に軽減税率採用の影響は発生します。以下 添付資料参照して下さい。

I ローター財団及び米山記念奨学会への寄付の税制上の扱い

1. 税制の仕組み

1) 法人税法では

$$\begin{aligned} \text{売上高等} - \text{経費等} &= \text{利益} \\ \text{課税所得金額(利益)} \times \text{税率} - \text{税額控除額} &= \text{納税額} \end{aligned}$$

2) 所得税法では

給与所得；総給与収入－給与所得控除額＝所得	} 調 整	} 合計所得額
事業所得；売上高等－経費等＝所得		
不動産；売上高等－経費等＝所得		
雑所得；総収入等－総支出等－控除額＝所得		
一時所得；総収入等－総支出等－控除額＝所得		
退職所得、利子所得、その他		
分離課税の土地等の譲渡所得		
$(\text{合計所得額} - \text{所得控除額} \textcircled{1}) = \text{課税所得金額}$		
$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除額} \textcircled{2} = \text{納税額}$		

2. ローター財団及び米山記念奨学会への寄付

1) 税額控除方法※② か 所得控除方法※①) の任意選択できます。

2) どちらが有利かは、

(本人の課税所得金額状況) と (寄付額の大きさ) によりますが、一般的に税額控除方式が有利となります。

なお、70 万以上の寄付金の場合は所得控除方式が有利となる傾向にあります。

(単位:円)

課税所得金額	当初税額		制限金額		寄付額と控除方式									
	計算式	税額	所得40%	税額25%	100,000		200,000		500,000		750,000		2,000,000	
					税額方式①	所得方式①	税額方式②	所得方式②	税額方式③	所得方式③	税額方式④	所得方式④	税額方式⑤	所得方式⑤
7,500,000	23%-636,000	1,089,000	3,000,000	272,250	39,200	22,540	79,200	45,540	199,200	114,540	299,200	172,040	799,200	459,540
9,600,000	33%-1,536,000	1,632,000	3,840,000	408,000	39,200	32,340	79,200	65,340	199,200	164,340	299,200	246,840	799,200	659,340
12,000,000	33%-1,536,000	2,424,000	4,800,000	606,000	39,200	32,340	79,200	79,200	199,200	164,340	299,200	246,840	799,200	659,340
18,000,000	40%-2,796,000	4,404,000	7,200,000	1,101,000	39,200	39,200	79,200	79,200	199,200	199,200	299,200	299,200	799,200	799,200
24,000,000	40%-2,796,000	6,804,000	9,600,000	1,701,000	39,200	39,200	79,200	79,200	199,200	199,200	299,200	299,200	799,200	799,200

1 他に寄付額がないことを前提。

2 計算

① 所得控除額=(年間寄付額-2,000)

但し、所得金額の40%が限度。

② 税額控除額=(年間寄付額-2,000)×40%

但し、所得金額の40%が限度。所得税額の25%が上限。

3 課税所得金額は給与収入ではない。給与収入120万円は給与所得課税は97万円となる。

H27 年分 所得税の税額表

課税総	所得金額(A)	税率	控除額	税額
から	まで	(B)	(C)	= (A) × (B) - (C)
—	1,949,000 円	5%	—	(A) × 5%
1,950,000 円	3,299,000 円	10%	97,500 円	(A) × 10% - 97,500
3,300,000 円	6,949,000 円	20%	427,500 円	(A) × 20% - 427,500
6,950,000 円	8,999,000 円	23%	636,000 円	(A) × 23% - 636,000
9,000,000 円	17,999,000 円	33%	1,536,000 円	(A) × 33% - 1,536,000
18,000,000 円	39,999,000 円	40%	2,796,000 円	(A) × 40% - 2,796,000
40,000,000 円	—	45%	4,796,000 円	(A) × 45% - 4,796,000

別紙参考「寄付者の皆様へ」～H28.1 公益財団法人ロータリー日本財団

「税制上の優遇措置について；豆辞典」～公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

3. 住民税では税額控除となります

1) (寄付金額 - 2千円) × 10% (県4%+市町6%) = 税額控除額

2) 所得税申告書に、住民税寄付金控除事項記載すること。

* 県民税・市民税については新潟県&三条市は適用外です。
(条例により本、支部が県内に無いため)

II 消費税等改正

1. H29.4.1 から10%税率適用と軽減税率。

2. 軽減税率の運用になお懸念。

※公益財団法人ロータリー日本財団・ロータリー米山記念奨学会よりそれぞれ、税制上の優遇措置について、領収証と一緒に「寄付者の皆様へ」という文書を配布しました。

再度、必要な方は事務局まで申出下さい。